

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業

基本協定書(案) (SPCを設立しない場合に適用)

令和7年8月

岡山市

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 基本協定書

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業（以下「本件事業」という。）に関して、岡山市（以下「発注者」という。）と、[]（以下「代表企業」という。）を代表企業とする [] グループの各構成企業（以下総称して「事業者」といい、個別に「構成企業」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、本件事業に関し、事業者が落札者として決定されたことを確認し、発注者と事業者の間において、本件事業に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）並びに基本契約に基づく本件事業に係る設計・施工の一括請負、運営管理業務の委託についての各契約を締結することを目的として、それに向けての発注者及び事業者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この基本協定における用語の定義は、この基本協定で特別に定める場合を除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「構成企業」とは、[] グループを構成する企業をいう。
- (2) 「設計施工事業者」とは、[] グループの代表企業もしくは代表企業を代表とした特定建設工事共同企業体として、発注者と建設工事請負契約を締結する当事者であり、建設工事請負契約における受注者をいう。
- (3) 「運営事業者」とは、[] グループの代表企業もしくは代表企業を代表とした特定共同企業体として、発注者と運営業務委託契約を締結する当事者であり、運営業務委託契約における受託者をいう。
- (4) 「事業契約」とは、基本契約、本件施設の設計・施工に関する事項を規定する建設工事請負契約及び本件施設の運営管理業務に関する事項を規定する運営業務委託契約を総称していう。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業者は、事業契約の締結のための協議において、本件事業の入札手続における発注者の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（事業契約）

第3条 事業者は、発注者との間において、次の各号所定の各契約を当該号の定めると

ころに従って締結せしめる。

(1) 基本契約

事業者は、令和7年10月末頃を目途として、岡山市議会に対する建設工事請負契約の承認等に係る議案提出日までに、発注者との間で基本契約の停止条件付き契約を締結する。

(2) 建設工事請負契約

設計施工事業者は、基本契約の契約締結日と同日付にて、発注者との間で建設工事請負契約の仮契約を締結する。

(3) 運營業務委託契約

運営事業者は、基本契約の契約締結日と同日付にて、発注者との間で運營業務委託契約の契約（停止条件付き）を締結する。

2 前項の停止条件付き契約は、建設工事請負契約の締結について岡山市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、事業者のいずれかが次の各号所定のいずれか（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき、発注者は、事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができるものとする。この場合において、デフォルト事由が本件事業の入札手続に関するものであるときは、事業者は、発注者の請求に基づき、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の20パーセントに相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由により発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務とする。

(1) 公正取引委員会が、事業者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 事業者が独占禁止法第77条第1項の規定により提起した抗告訴訟において訴えを却下し、又は請求を棄却する判決が確定したとき。

(4) 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

(準備行為)

第4条 事業契約に関し、当該事業契約の成立前であっても、事業者は、自己の責任及び費用で本件事業に関して必要な準備行為を自ら行うことができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で事業者に対して協力するものとする。

2 事業者は、各事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を当該事業契約の当事者である事業者に承継させるものとする。

(事業契約の不調)

第5条 事由の如何を問わず、事業契約の全部が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に発注者及び事業者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約の全部が成立した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約の全部が締結に至らなかった場合には、いずれかの事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第7条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第7条 発注者及び事業者は、本協定又は本件事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本件事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び事業者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
 - (5) 発注者が本件事業に関する業務を事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本件事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 事業者は、本協定又は本件事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第8条 発注者及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、岡山地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第9条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和____年____月____日

(発注者)

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 大森 雅夫

(事業者)

(代表企業)

(事業者 (構成企業))

(事業者 (構成企業))